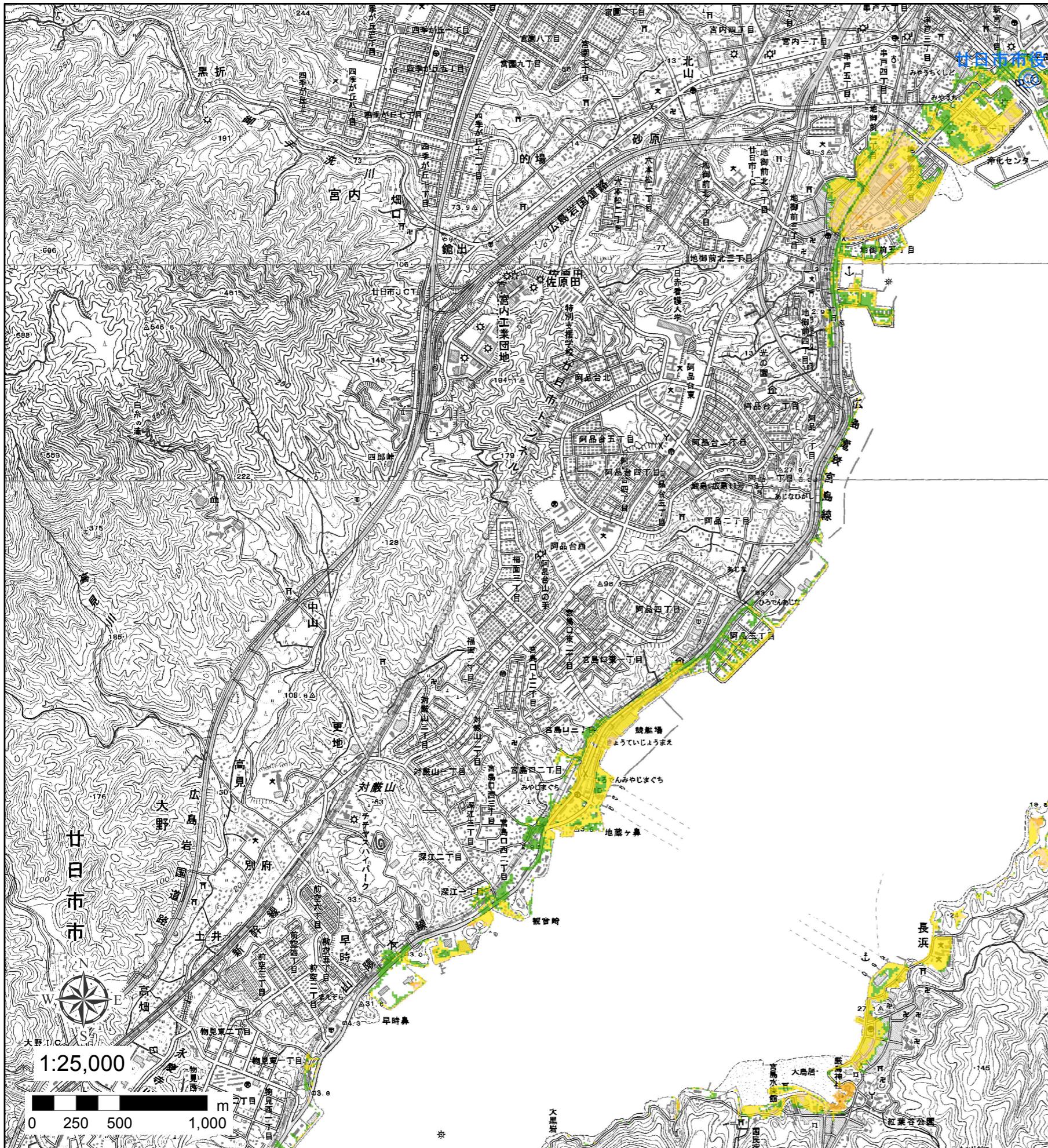
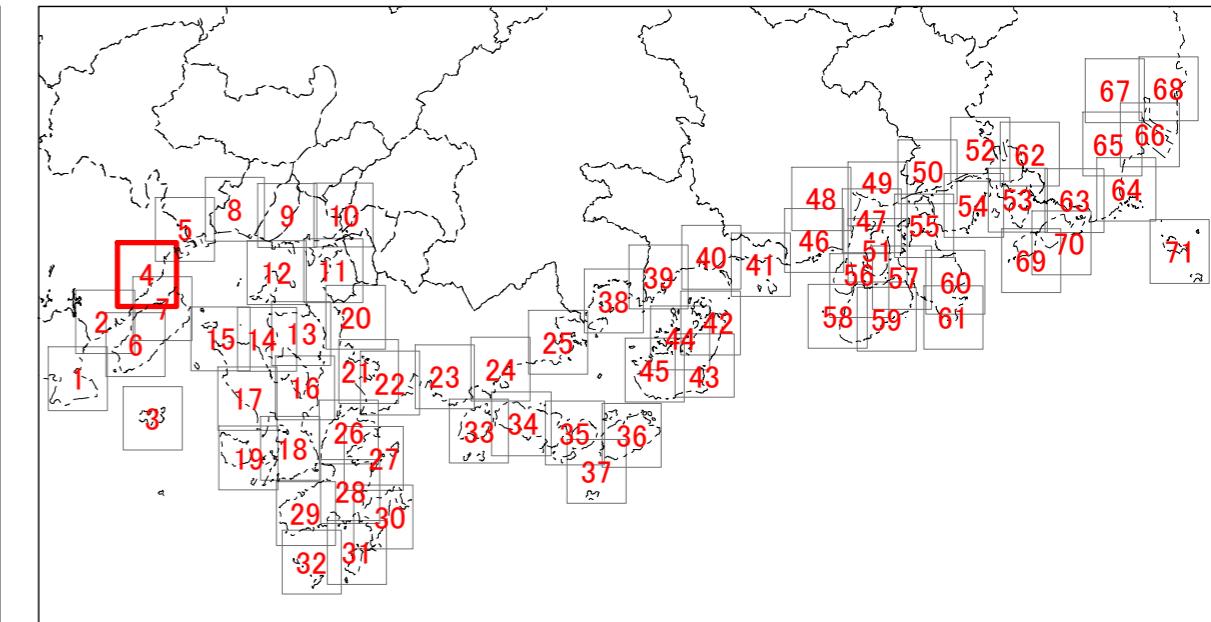


広島県津波浸水想定図4



廿日市市2/5

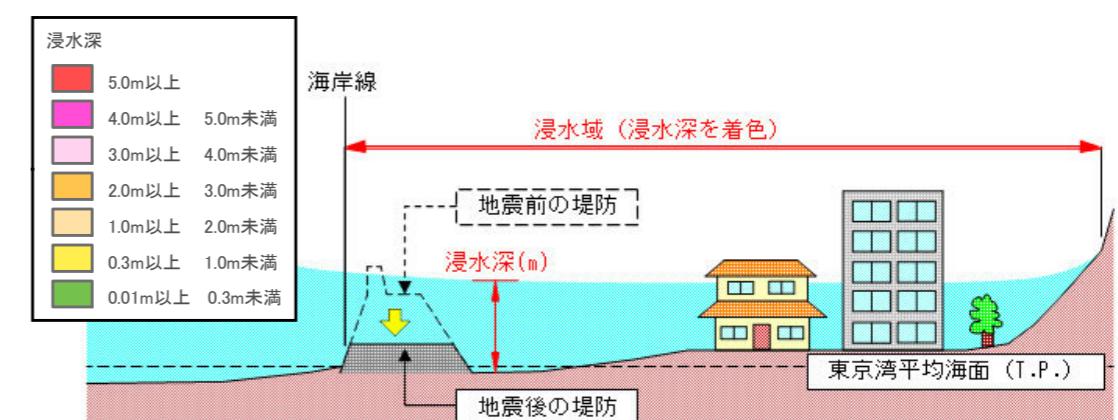


[留意事項]

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号) 第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

[用語の解説]

- (1)海岸の区分について
 - 地域海岸：広島県沿岸を海岸線の形状や山付け等の自然条件、浸水想定の浸水範囲などから区分したもの
- (2)浸水想定について
 - 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
 - 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置に来た時の地面から水面までの高さ



堤防等の耐震性等が十分でない場合(耐震工事中のものも含む)、地震により破壊され、地域によっては津波が襲来する前に浸水が始まることがあります。

作成者： 広島県危機管理課

作成年月： 平成25年3月